

固定資産税(家屋)減額用

熱損失防止改修(省エネルギー改修)住宅申告書

年 月 日

相模原市長あて

Table with 2 columns: Taxpayer's address/location and Taxpayer's name/phone number.

次の固定資産について、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額の適用を受けたいので、申告します。

Main data table with 2 columns: Field name (e.g., Address, House No., Structure, etc.) and Value/Details.

- [添付書類] 1 増改築等工事証明書 (熱損失防止改修工事等が行われたことを証する書類)
2 補助金等を受けた場合は、交付決定を受けたことを確認することができる書類

[注意事項] 申告書は、改修が完了した日から3か月以内に提出してください。
申告書の提出がない場合、減額措置を受けることはできません。
やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を記入してください。

Table for delay reasons (遅延理由).

【問合せ先】

相模原市役所 資産税課家屋評価第1班 電話042-769-8224(直通)
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

*担当課使用欄

Table for staff use with columns: Applicable Year, Confirmation Items, Management No., Reduction Amount, Input Content, Input Confirmation, and Data Entry.